新客観点数の加点内容の改正(案)に対するパブリックコメント及び対応方針

1 募集期間 : 平成30年6月27日(水)~7月27日(金)

2 応募件数 : 5件

3 パブリックコメントと県の対応方針

番号	属性	ご意見の内容	対応方針
1	建設業	毎回確実に直営で施工せず、ほとんど丸投 げの業者がいます。もう少し作業員まで調 べて直営能力の加点もしくは、代理人しか いない業者の減点を希望します。	ご意見の内容は、個々の工事現場で行う評価であり、工事成績点として間接的に新客観点数に 影響することはあっても、直接的に新客観点数 で評価することは難しいと考えます。
2	建設業	民間資格である「給水装置工事主任技術者」は、水道施設工事では加点されますが、 管工事では加点されないのはなぜでしょうか。	管工事については、給水装置工事主任技術者の 資格が経営事項審査の加点の対象とされている ことから、平成 29・30 年度の入札参加資格審 査時から新客観点数では加点しないこととして います。
3	建設業	労働災害防止を目的として組織された団体の中には、選挙時に特定候補の応援を 組織として行っている団体が見受けられ、公平・公共性の面から如何なものか と思います。	労働災害防止団体法で規定された団体が選挙活 動を行っている事実はないと聞いております。
4	建設業	協力雇用主の登録だけでなく、実際に雇 用した場合にも加点していただきたい。	各事業者の加点内訳は公表することを前提としており、協力雇用主に登録し、実際に雇用した事業者に加点する場合、雇用の有無が加点状況から推測できてしまい、被雇用者の更生に影響を及ぼす恐れがあるため、加点しないこととしています。
5	建設業	若手育成の加点も大事だが、高齢者の雇 用についても何か考えていただきたい。	今後、建設産業では高齢化等により大量に離職者が出ることが見込まれ、将来を担う若者の入職・定着を促し人材を確保することが重要であると考え、担い手の確保・育成に重点を置いた取組を行っているところです。高齢者の雇用については、技術の伝承の観点から重要な課題であると考えており、現在行っている県の「長野県就労促進・働き方改革戦略会議」や国の「建設技能者の能力評価制度のあり方検討会」等での議論を踏まえ、総合的に検討してまいります。